

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 公園緑地課 管理担当
不利益処分名	退場命令
根 拠 法 令	徳島市都市公園条例施行規則
根 拠 条 項	第8条第2項
連 絡 先	(電話 621 - 5295 )
処 分 基 準	<p>【根拠条文】  (禁止行為及び退場命令)  第8条 駐車場利用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。  (1) 他の自動車の駐車を妨げること。  (2) 駐車場の施設を汚損し、又は毀損すること。  (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をすること。  (4) 前3号のほか駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。  2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、退場を命ずることができる。</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日